

第2部 子ども・子育て 支援事業計画

第1章 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保方策

1 教育・保育認定について

(1) 認定区分

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

保育の必要性の認定区分は、子ども・子育て支援法第19条の規定により以下のとおりとされています。

■認定区分

認定区分		子の年齢	保育の必要性	利用施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
保育認定	3号	0～2歳	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

1号認定子ども…満3歳以上の学校教育を受ける小学校就学前の子ども
(保育を必要としない子ども)

2号認定子ども…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども (保育を必要とする子ども)

3号認定子ども…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども (保育を必要とする子ども)

教育標準時間…1日最大4時間の幼児教育

保育標準時間…1日最大11時間の保育。主に「両親ともにフルタイムの就労」を想定

保育短時間……1日最大8時間の保育。主に「両親のどちらかがパートタイムの就労」を想定

(2) 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号及び3号の認定）にあたっては、子ども・子育て支援法第20条の規定に基づいた、以下の保育の必要性の認定基準を用います。

本市においては、保育を必要とする事由を「敦賀市保育の必要性の認定に関する条例」、保育必要量及び優先利用を「同条例施行規則」として整備しています。

■ 保育の必要性の認定基準

<p>保育を必要とする事由</p>	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にはすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。） ②妊娠・出産、③保護者の疾病・障がい、④同居または長期入院中の親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれ、⑨育児休業中で既に保育利用中の子どもの継続利用、⑩その他上記に類するものとして市が認める場合</p>
<p>保育必要量</p>	<p>ひと月120時間以上の就労 → ①保育標準時間認定（1日当たり11時間までに限る。） ひと月64時間以上120時間未満の就労 → ②保育短時間認定（1日当たり8時間までに限る。）</p>
<p>優先利用 +…加点 △…減点</p>	<p>①ひとり親家庭+、②生活保護世帯+、③生計中心者の失業+、④虐待やDVのおそれ+、⑤子どもの障がい+、⑥育児休業明け+、⑦兄弟姉妹の同園利用+、⑧地域型保育事業の卒園児+、⑨同居親族の保育要件△、⑩その他上記に類するものとして市が認める場合</p>

2 教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度においては、幼稚園と保育所に加え、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ることとしています。

また、保護者の働き方の多様化を受けて満3歳未満の少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を創設し、身近な保育の場を確保することとしています。

子ども・子育て支援新制度の対象施設（1号から3号認定子どもの受け入れ施設）として県が認可し、市が確認を行う教育・保育施設を「特定教育・保育施設」と言い、また、3号認定子どもの受け入れ先として市が認可及び確認を行う地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と言います。

それぞれ施設型給付、地域型保育給付の対象となります。

■教育・保育施設と地域型保育事業

施設等		子の年齢	教育・保育施設及び地域型保育事業の内容	認定区分		
				1号	2号	3号
教育・保育施設	認定こども園	0～5歳	幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	○	○	○
	幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	○		
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育する施設		○	○
地域型保育事業	家庭的保育	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）で保育を行う事業			○
	小規模保育	0～2歳	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業			○
	居宅訪問型保育	0～2歳	障がい・疾病など個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1で保育する事業			○
	事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業			○

*私立幼稚園や認可外保育事業者が子ども・子育て支援新制度に移行するかどうか及び移行の時期は、各園や事業者が決めることとなっています。

本市においては、教育・保育施設または地域型保育事業者として確認を行うために「敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を、地域型保育事業として認可を行うために「敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しています。

また、「敦賀市子ども・子育て支援法等施行細則」を制定し、認可・確認の申請手続きについて規定しています。

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとされています。

本市においては、車で概ね30分以内で容易に移動できること、保護者の通勤経路からの選択を可能とすること等を勘案し、本計画における教育・保育の提供区域は市内全域を1つの区域として設定します。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

1号から3号までの認定区分ごとに設定した「量の見込み(需要)」に対応するよう、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業による「確保方策(供給)」を以下の表のとおりとしています。

■教育・保育の量の見込みと確保方策(市内全域1区域)

計画年度	利用者区分 平成25年度 は実績(3月1日時点)	①		確保方策							②-①	
		量の見込み	他市町の子ども	特定教育・保育施設	他市町の子ども	確認を 受けない 幼稚園	他市町の子ども	特定地域型保育事業	他市町の子ども	他市町の施設利用		② 合計
平成25年度	幼稚園	518人	13人	518人		13人	—	—	0人	531人	0人	
	保育所(3歳以上)	1402人	9人	1386人		9人	—	—	16人	1411人	0人	
	保育所(3歳未満)	683人	2人	674人		2人	—	—	9人	685人	0人	
平成27年度	1号認定	500人	12人	185人	0人	366人	12人	—	—	0人	563人	25人
	2号認定 学校教育希望 上記以外	26人		1393人	0人	—	—	—	—	7人	1400人	▲9人
	3号認定	616人	0人	597人	0人	—	—	12人	0人	4人	613人	▲3人
平成28年度	1号認定	498人	12人	240人	0人	301人	12人	—	—	0人	553人	17人
	2号認定 学校教育希望 上記以外	26人		1403人	0人	—	—	—	—	7人	1410人	15人
	3号認定	620人	0人	597人	0人	—	—	15人	0人	4人	616人	▲4人
平成29年度	1号認定	496人	12人	531人	12人	0人	0人	—	—	0人	543人	9人
	2号認定 学校教育希望 上記以外	26人		1413人	0人	—	—	—	—	7人	1420人	39人
	3号認定	622人	0人	597人	0人	—	—	19人	0人	4人	620人	▲2人
平成30年度	1号認定	497人	12人	531人	12人	0人	0人	—	—	0人	543人	8人
	2号認定 学校教育希望 上記以外	26人		1413人	0人	—	—	—	—	7人	1420人	33人
	3号認定	607人	0人	597人	0人	—	—	19人	0人	4人	620人	13人
平成31年度	1号認定	498人	12人	531人	12人	0人	0人	—	—	0人	543人	7人
	2号認定 学校教育希望 上記以外	26人		1413人	0人	—	—	—	—	7人	1420人	28人
	3号認定	590人	0人	597人	0人	—	—	19人	0人	4人	620人	30人

平成27年度から平成29年度においては、2・3号認定の量の見込みに対する確保量が不足することになります。しかしながら、人口推計の減少傾向基調は当面続くものと見込まれ、現状以上の教育・保育施設の整備は行わないこととしています。

広域利用については、恒常的に利用実績のある近隣の町との協議を経て量の見込みと確保方策を確定しています。他市町の子どもを受け入れる数と他市町の施設を利用する子どもの数の実績値によっては、確保量の不足は想定しておく必要があります。

確保方策としては、子ども・子育て支援新制度開始初年度（平成27年度）において、地域型保育事業の小規模保育事業を開設し3号認定子どもの受入れ数を確保しつつ、合わせて、地域型保育事業開設に伴い発生する既存保育所の保育士の余剰を利用し、さらに定員を弾力的に運用することで対応することとします。

また、平成28年度及び平成29年度においては、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行により、認定こども園幼稚園型として2・3号認定子どもの受入れを行い、この時点をもって、将来的に確保量が量の見込みを下回るこことがない体制が形成される予定です。

いずれにしても、消費税増税が見送られたことにより私立幼稚園の新制度移行スケジュールが遅れる可能性と、0～2歳児の潜在的な保育ニーズが一度に顕在化することなどが考えられることから、都度柔軟に本計画を見直し、財政効率を加味したうえでより現状に見合う教育・保育環境の整備を進めます。

広域利用の算出について

恒常的に利用実績のある近隣の町について、過去5年間の実績値を基に量の見込み及び確保方策を算出しています。

他市町の子ども受入れ	美浜町			若狭町		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
平成22年度	18人	0人	0人	0人	0人	0人
平成23年度	6人	0人	0人	0人	0人	0人
平成24年度	11人	0人	0人	0人	0人	0人
平成25年度	11人	0人	0人	0人	1人	0人
平成26年度	13人	0人	0人	0人	0人	1人
計	59人	0人	0人	0人	1人	1人
平均	11.8人	0人	0人	0人	0.2人	0.2人

12人

他市町の施設利用	美浜町			若狭町		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
平成22年度	0人	4人	1人	0人	0人	2人
平成23年度	0人	5人	1人	0人	0人	0人
平成24年度	0人	7人	1人	0人	0人	1人
平成25年度	0人	12人	3人	0人	1人	3人
平成26年度	0人	7人	0人	0人	1人	1人
計	0人	35人	6人	0人	2人	7人
平均	0人	7.0人	1.2人	0人	0.2人	1.4人

7人

2人

2人

第2章 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

1 認定こども園の普及についての基本的な考え方について

子ども・子育て支援新制度では、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることをめざしています。

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向を踏まえながら、本市においても、今後認定こども園の整備が進むよう取組みを行っていきます。既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題が想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を支援するものとします。

2 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児の教育・保育のめざすところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。このような観点から以下のような取組みを行い、人材の確保や育成に努めます。

(1) 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する義務や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

(2) 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である幼稚園教諭や保育士等の確保がこれまで以上に切実

な課題となると予想され、今後とも国及び県の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

3 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援の充実

「子ども・子育て支援法」においては、“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざす考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼時期の教育・保育が生涯の人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に以下の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供していきます。

- ① 乳幼児期の発達と連続性の理解
- ② 乳幼児期の体験と多様性と関連性の理解
- ③ 障がいのある児童とともに行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、以下のような点に留意が必要であると考えます。

- ① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していきます。

4 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所及び認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育事業等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の子どもの保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所及び認定こども園において、切れ目なく適切に教育・保育が受けら

れるための配慮が必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

5 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園、保育所及び認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について相互に理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園、保育所及び認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成に繋がることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要です。

こうしたことから、幼稚園、保育所及び認定こども園に通う子どもと小学校の児童との交流の場を設けることや、職員との意見交換や合同研修の機会を設けることなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

第3章 地域子ども・子育て支援事業(13事業)に係る量の見込みと確保方策

1 地域子ども・子育て支援事業提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定された以下の表の13事業であり、同法第61条第2項第2号において、本計画に各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

この13事業の提供区域の設定については、第1章3 教育・保育提供区域の設定と基本的には同様の考えに基づきますが、放課後児童健全育成事業については、児童の移動手段は徒歩であること、同じ小学校であることが児童らの心の平静を保てること等を勘案し、小学校区全15区域とします。

本市における地域子ども・子育て支援事業提供区域は以下の表のとおりです。

No.	地域子ども・子育て支援事業名	設定区域
1	利用者支援事業	全市
2	時間外保育事業	全市
3	放課後児童健全育成事業	小学校区
4	子育て短期支援事業	全市
5	乳児家庭全戸訪問事業	全市
6	養育支援訪問事業	全市
7	地域子育て支援拠点事業	全市
8	一時預かり事業	全市
9	病児・病後児保育事業	全市
10	ファミリー・サポート・センター事業	全市
11	妊婦健康診査	全市
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て中の親やその子ども並びに妊婦やその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を実施する事業です。

設定区域：全市	所管課：児童家庭課・子育て総合支援センター				新規・既存
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②-①	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

当事業については、平成27年度当初より市内に1か所整備する予定です。

子育て家庭の個別のニーズを把握し、適切な施設・事業等の利用支援や、関係機関との連絡調整等を行うため、子どもについての専門知識を有する職員の養成及び配置を推進していきます。

(2) 時間外保育事業

教育・保育施設等の利用日及び利用時間帯以外の保育を行う事業です。

設定区域：全市	所管課：児童家庭課	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 既存			
実施状況	既存事業名： 延長保育 休日保育				
	延長保育 ■実施施設（公立保育所1か所、私立保育所8か所） 開所時間平日 7:30-18:30 以外				
	区分	保育所名	早朝延長時間	夕方延長時間	
	公立	三島保育園	7:00-7:30	18:30-19:30	
	私立	松乃栄保育園		18:30-19:00	
		つくしんぼ保育園		18:30-19:00	
		さみどり保育園		18:30-21:30	
		中郷西保育園		18:30-21:30	
		松原保育園		18:30-19:30	
		木崎保育園		18:30-19:30	
金山保育園		18:30-19:30			
	新和さみどり保育園	—	18:30-19:30		
■年間延べ利用児童数（上段）・年間実利用児童数（下段）					
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
2,207人	3,244人	3,898人	4,135人	3,326人	
—	—	—	94人	111人	
実施状況	休日保育 ■実施施設（私立保育所2か所） 日曜、祝日 7:30-18:30 の間の8時間				
	区分	保育所名	対象児童		
	私立	さみどり保育園	市内の保育所に通っている児童で、1歳から就学前の児童		
		中郷西保育園			
	■年間延べ利用児童数（上段）・年間実利用児童数（下段）				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	91人	123人	130人	121人	122人
	—	—	—	8人	9人
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	延長保育 331人	延長保育 329人	延長保育 327人	延長保育 324人	延長保育 321人
②確保方策	延長保育 330人 休日保育 122人回 2か所	延長保育 330人 休日保育 122人回 2か所	延長保育 330人 休日保育 122人回 2か所	延長保育 330人 休日保育 122人回 2か所	延長保育 330人 休日保育 122人回 2か所

② ①	延長保育 ▲1人	延長保育 1人	延長保育 3人	延長保育 6人	延長保育 9人
--------	----------	---------	---------	---------	---------

ニーズ調査からは年間330人前後の利用が見込まれるところ、実績値は年間実利用児童数が100人前後となっており、さらに230人前後の受入れ体制を整備する必要があります。

また、これまでの7:30以前及び18:30以後に特定の園において一様に行われていた延長保育から、保育標準時間利用と保育短時間利用とに区分された保育時間以外の延長保育へと様態が変容することを鑑み、全園において延長保育を提供しうる体制を平成27年度当初から整備することとします。

【保育時間の設定】

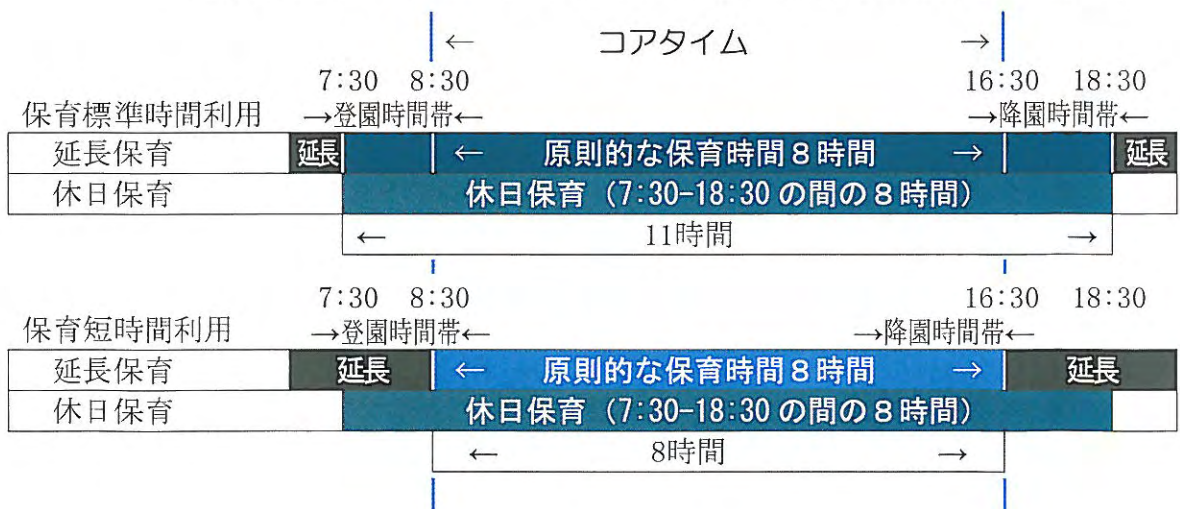
保育標準時間利用については、7:30-18:30の11時間の設定とし、保育短時間利用については、8:30-16:30の8時間の設定とします。

保育時間は、保護者それぞれ勤務時間に差異があるので登園時刻及び降園時刻に個人差があるものの、保育時間を個別に管理することはせずに保育標準時間利用及び保育短時間利用それぞれ一律管理の運用とします。

本市においては、原則的な保育時間8時間を8:30-16:30（コアタイム）とします。

【延長保育の対象】

保育標準時間利用においては、開所時間7:30-18:30以外を延長保育の対象とします（従前と同じ。）。保育短時間利用においては、一律運用とする保育時間8:30-16:30（コアタイム）以外を延長保育の対象とします。



(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

児童福祉法等の改正により、本市においては「敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しています。

【放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援新制度上のポイント】

- ①対象：小学校就学の10歳未満の児童→小学校に就学している児童
- ②専用区画の面積基準：児童1人につきおおむね1.65㎡以上
- ③放課後児童支援員の資格：保育士、社会福祉士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭等で都道府県知事が行う研修を修了した者
- ④支援単位の児童数：おおむね40人以下

設定区域:小学校区	所管課:児童家庭課・子育て支援センター	新規・ 既存							
既存事業名: 放課後児童クラブ ■実施施設(直営11か所、民間委託1か所) 開所時間: 平日 下校時-17:30 土曜 8:30-12:30 学校休業日 8:00-17:30 *中央児童クラブにおいては、土曜 8:30-17:30、他校区利用可能としている。 休所日: 日曜、祝日、年末年始(12/29-1/3)及び学校(学級)閉鎖の日									
実施状況	No.	児童クラブ名	小学校区	利用施設	建物構造	定員	H26登録人数		
	1	栗野児童クラブ	栗野小学校区	栗野保育園	プレハブ	70人	80人		
	2	咸新児童クラブ	咸新小学校区	東郷保育園	鉄筋	20人	29人		
	3	松原児童クラブ	松原小学校区	松原児童館	木造	70人	70人		
	4	中郷児童クラブ	中郷小学校区	中郷保育園	プレハブ	70人	91人		
	5	中央児童クラブ	中央小学校区	中央小学校	鉄筋	50人	82人		
	6	黒河児童クラブ	黒河小学校区	鵜名コミュニティセンター	鉄筋	20人	34人		
	7	第2栗野南児童クラブ	栗野南小学校区	公文書館生活改善センター	木造	30人	36人		
	8	北児童クラブ	敦賀北小学校区	敦賀北小学校	鉄筋	20人	36人		
	9	西児童クラブ	敦賀西小学校区	敦賀西小学校	鉄筋	30人	32人		
	10	杳見児童クラブ	杳見小学校区	—	プレハブ	20人	16人		
	11	南児童クラブ	敦賀南小学校区	子育て総合支援センター	鉄筋	55人	53人		
	12	栗野南児童クラブ委託	栗野南小学校区	つくしんぼ保育園	木造	50人	45人		
*平成26年5月1日現在					H26登録人数計	604人			
*平成26年12月補正において5か所新設予算採択					H26入会率	32.91%			
■毎年5月1日現在の登録児童数及び入会率(登録児童数/小学校在籍1~3年生)									
平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
449人	22.79%	456人	23.74%	473人	24.74%	482人	26.59%	517人	28.41%

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
全市合計	①	量の見込み (低学年)	603 人	590 人	563 人	569 人	546 人
		〃 (高学年)	229 人	236 人	237 人	241 人	233 人
	②	確保方策 登録人数	851 人	851 人	851 人	851 人	851 人
		〃 クラブ数	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所
		②-①	19 人	25 人	51 人	41 人	72 人
敦賀西	①	量の見込み (低学年)	29 人	28 人	32 人	29 人	29 人
		〃 (高学年)	5 人	6 人	6 人	5 人	6 人
	②	確保方策 登録人数	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		〃 クラブ数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		②-①	6 人	6 人	2 人	6 人	5 人
敦賀南	①	量の見込み (低学年)	49 人	47 人	44 人	44 人	44 人
		〃 (高学年)	15 人	14 人	16 人	15 人	14 人
	②	確保方策 登録人数	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
		〃 クラブ数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
		②-①	11 人	14 人	15 人	16 人	17 人
敦賀北	①	量の見込み (低学年)	34 人	32 人	24 人	26 人	25 人
		〃 (高学年)	25 人	27 人	26 人	24 人	23 人
	②	確保方策 登録人数	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
		〃 クラブ数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		②-①	1 人	1 人	10 人	10 人	12 人
松原	①	量の見込み (低学年)	62 人	57 人	56 人	61 人	57 人
		〃 (高学年)	31 人	33 人	31 人	31 人	27 人
	②	確保方策 登録人数	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
		〃 クラブ数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		②-①	2 人	5 人	8 人	3 人	11 人
中央	①	量の見込み (低学年)	94 人	85 人	81 人	81 人	87 人
		〃 (高学年)	35 人	35 人	37 人	41 人	37 人
	②	確保方策 登録人数	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
		〃 クラブ数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		②-①	▲9 人	0 人	2 人	▲2 人	▲4 人
沓見	①	量の見込み (低学年)	21 人	20 人	21 人	20 人	17 人
		〃 (高学年)	14 人	16 人	11 人	15 人	16 人
	②	確保方策 登録人数	36 人	36 人	36 人	36 人	36 人
		〃 クラブ数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		②-①	1 人	0 人	4 人	1 人	3 人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
咸新	①	量の見込み(低学年)	27人	28人	23人	26人	24人
		量の見込み(高学年)	12人	12人	16人	15人	15人
	②	確保方策 登録人数	40人	40人	40人	40人	40人
		確保方策 クラブ数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	1人	0人	1人	▲1人	1人	
中郷	①	量の見込み(低学年)	91人	90人	84人	89人	88人
		量の見込み(高学年)	38人	37人	37人	35人	35人
	②	確保方策 登録人数	120人	120人	120人	120人	120人
		確保方策 クラブ数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	▲9人	▲7人	▲1人	▲4人	▲3人	
栗野	①	量の見込み(低学年)	81人	84人	83人	85人	74人
		量の見込み(高学年)	22人	24人	23人	23人	23人
	②	確保方策 登録人数	110人	110人	110人	110人	110人
		確保方策 クラブ数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	7人	2人	4人	2人	13人	
栗野南	①	量の見込み(低学年)	86人	89人	87人	79人	73人
		量の見込み(高学年)	29人	28人	30人	32人	32人
	②	確保方策 登録人数	120人	120人	120人	120人	120人
		確保方策 クラブ数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②-①	5人	3人	3人	9人	15人	
黒河	①	量の見込み(低学年)	29人	30人	28人	29人	28人
		量の見込み(高学年)	3人	4人	4人	5人	5人
	②	確保方策 登録人数	35人	35人	35人	35人	35人
		確保方策 クラブ数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②-①	3人	1人	3人	1人	2人	
常宮・西浦・東浦・赤崎	①	量の見込み(低学年)	0人	0人	0人	0人	0人
		量の見込み(高学年)	0人	0人	0人	0人	0人
	②	確保方策 登録人数	0人	0人	0人	0人	0人
		確保方策 クラブ数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人	

平成26年度中に、栗野小学校(栗野)、東郷公民館(咸新)、中郷体育館(中郷)、敦賀南小学校(敦賀南)及び栗野子育て支援センター(栗野南)の5つの施設(小学校区)を利用して整備し、平成27年4月開始の子ども・子育て支援新制度に備えています。

また、既存の児童クラブは、設置基準の範囲内において定員を増やして対応しています。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業です。

設定区域：全市		所管課：児童家庭課				新規・ 既存				
実施状況	既存事業名：子育て短期支援事業									
	ショートステイ 保護者が病気になったときや出産のとき、また、家族の看護などの非常時に、短期間の（7日以内）宿泊を含めて児童を預かります。									
	■実施施設（民間委託1か所） 施設種別：乳児院/児童養護施設 委託先：（福）白梅学園									
	■年間延べ利用者数及び延べ利用日数									
	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	0 人	0 人日	8 人	21 人日	17 人	40 人日	10 人	27 人日	4 人	8 人日
①量の 見込み	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	20 人日		20 人日		20 人日		20 人日		20 人日	
②確保 方策	20 人日		20 人日		20 人日		20 人日		20 人日	
	0 人日		0 人日		0 人日		0 人日		0 人日	
② ・ ①	0 人日		0 人日		0 人日		0 人日		0 人日	

*平成21から25年度の実績平均値19.2日を量の見込みとしています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士（子育てコーディネーター）（場合によっては臨床心理士、家庭児童相談員）などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

この事業において、社会的な支援を必要としている家庭を把握し、必要に応じて養育支援訪問事業などによる継続的な支援を行うことで、子育て家庭の孤立を防ぎます。

設定区域：全市	所管課：健康管理センター・児童家庭課				新規・ 既存
実施状況	既存事業名： 新生児訪問事業（健康管理センター） 生後2か月まで こんにちは赤ちゃん事業（児童家庭課） 生後4か月まで				
	■実施体制 平成26年4月1日現在 保健師8人、保育士（子育てコーディネーター）4人、助産師6人（業務委託） 臨床心理士1人、家庭児童相談員1人				
	■年間訪問件数及び出生数に対する全体の訪問率				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
603件 93.6%	524件 85.2%	559件 88.7%	570件 93.9%	608件 94.1%	
内こんにちは 赤ちゃん事業分 179件	162件	97件	32件	63件	
① 量の 見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	612人	595人	577人	565人	553人
② 確保 方策	実施体制：15人程度 実施機関：直営 委託団体等：助産師				

*人口推計における0歳児の人数を量の見込みとしています。

(6) 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決軽減を図る事業です。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援などがあります。

設定区域：全市	所管課：児童家庭課				新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 既存
実施状況	既存事業名：養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク事業				
	■実施体制 平成26年4月1日現在 保健師1人、家庭児童相談員1人、栄養士1人、家事援助支援員（業務委託）				
	■年間延べ訪問件数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
—	—	—	0件	0件	
①量の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	2人	2人	2人	2人	2人
②確保方策	実施体制：5人程度 実施機関：直営 委託団体等：(NPO)子育てサポートセンターきらきらくらぶ				

児童相談所、警察署、病院等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、必要に応じ適切に要保護児童対策地域協議会において対応を検討します。

乳児家庭全戸訪問事業・母子保健事業等において把握した、支援を必要とする乳幼児や保護者等に、居宅において、養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を継続して行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親やその子どもの交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

通常の支援事業としては、交流の場の提供・交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等があり、利用者支援事業（前述）を組み合わせ、さらに機能強化を図ることとしています。

設定区域：全市		所管課：子育て支援センター・児童家庭課			新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 既存	
実施状況	既存事業名：地域子育て支援拠点事業					
	■実施施設（直営2か所、民間委託1か所）					
	No.	区分	施設名称	開所時間	職員数	
	1	市	子育て総合支援センター	平日 8:30-17:15 土曜 8:30-12:30	11人 (保7人)	
	2	市	栗野子育て支援センター	平日 8:30-17:15 土曜 8:30-12:30	6人 (保6人)	
	3	民間	おやこきらりん広場 委託先：(NPO)子育てサポートセンターきらきらくらぶ	平日 10:00-16:00 土日 行事あり	19人 (保4人)	
	■年間延べ利用者数					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	1	27,364人回	34,621人回	35,823人回	35,307人回	30,307人回
	2	—	—	10/29開設…	8,470人回	23,442人回
3	5,641人回	6,856人回	6,371人回	6,784人回	5,477人回	
計	33,005人回	41,477人回	42,194人回	50,561人回	59,226人回	
①量の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	20,470人回	20,440人回	20,410人回	19,910人回	19,405人回	
②確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	

ニーズ調査による量の見込みに対して実績値が上回っているため、現体制を維持する方向で当事業を実施します。

将来的には、地域の身近な場所としての利用提供形態に近付けるべく、松原地区に開設することを念頭に検討を加えます。

(8) 一時預かり事業

保育所を定期的にご利用していない家庭を含め、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。

設定区域：全市	所管課：教育政策課				新規・ <u>既存</u>
実施状況	既存事業名：預かり保育				
	幼稚園における預かり保育 幼稚園在園児を主対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに主に昼間において一時的に預かる事業のことで、園によって実施日や実施時間などは異なります。県補助（私学助成）を直接受けて実施しています。				
	■実施施設（私立幼稚園3か所）				
		区分	幼稚園名	利用可能時間	対象児童
	私立		早翠幼稚園	平日 14:00-18:00	在園児
			第二早翠幼稚園	土曜 8:00-18:00	在園児
		敦賀教会幼稚園	平日 14:00-18:00	在園児	
■年間延べ利用児童数					
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	—	—	—	—	18,051 人
①量の見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	1号認定 512 人 2号認定 3,550 人	1号認定 507 人 2号認定 3,515 人	1号認定 502 人 2号認定 3,480 人	1号認定 504 人 2号認定 3,494 人	1号認定 506 人 2号認定 3,508 人
②確保方策	4,062 人	4,022 人	3,982 人	3,998 人	4,014 人
②・①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

ニーズ調査による量の見込みに対して実績値が上回っているため、現体制を維持する方向で当事業を実施します。

なお、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園については、従来どおり私学助成を受けて「預かり保育」を実施するか、「一時預かり事業（幼稚園型）」を市から受託して実施するか選択となります。新制度移行後は、後者となります。

設定区域：全市	所管課：児童家庭課	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 既存																												
既存事業名：一時預かり すみずみ子育てサポート事業 ファミリー・サポート・センター事業（未実施） トワイライトステイ																														
保育所における一時預かり 保育所に通っていない乳幼児を、保護者の就労または特別な理由（通院、リフレッシュなど）により緊急または断続的に家庭で保育できないときに、一時的に預かります。 ■実施施設（公立保育所1か所、私立保育所6か所） 利用可能時間：平日 8:30-16:30 土曜 8:30-12:30																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育所名</th> <th>H25 利用者数</th> <th>対象児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>つるが保育園</td> <td>12月 3.8人/日</td> <td>1歳児以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">私立</td> <td>晴明保育園</td> <td>12月 1.3人/日</td> <td>1歳児以上</td> </tr> <tr> <td>さみどり保育園</td> <td>3月 6.5人/日</td> <td>満1歳以上</td> </tr> <tr> <td>中郷西保育園</td> <td>7月 1.5人/日</td> <td>生後6か月以上～2歳児</td> </tr> <tr> <td>木崎保育園</td> <td>10月 5.5人/日</td> <td>1歳児以上</td> </tr> <tr> <td>金山保育園</td> <td>10月 5.2人/日</td> <td>生後10か月以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新和さみどり保育園</td> <td>7月 8.0人/日</td> <td>1歳児以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保育所名	H25 利用者数	対象児童	公立	つるが保育園	12月 3.8人/日	1歳児以上	私立	晴明保育園	12月 1.3人/日	1歳児以上	さみどり保育園	3月 6.5人/日	満1歳以上	中郷西保育園	7月 1.5人/日	生後6か月以上～2歳児	木崎保育園	10月 5.5人/日	1歳児以上	金山保育園	10月 5.2人/日	生後10か月以上		新和さみどり保育園	7月 8.0人/日	1歳児以上	
区分	保育所名	H25 利用者数	対象児童																											
公立	つるが保育園	12月 3.8人/日	1歳児以上																											
私立	晴明保育園	12月 1.3人/日	1歳児以上																											
	さみどり保育園	3月 6.5人/日	満1歳以上																											
	中郷西保育園	7月 1.5人/日	生後6か月以上～2歳児																											
	木崎保育園	10月 5.5人/日	1歳児以上																											
	金山保育園	10月 5.2人/日	生後10か月以上																											
	新和さみどり保育園	7月 8.0人/日	1歳児以上																											
実施状況	■年間延べ利用児童数 ↑最大利用月の一日平均利用																													
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																									
	5,153人日	6,270人日	6,072人日	7,025人日	7,121人日																									
すみずみ子育てサポート事業 やむを得ない理由により一時的に児童を養育できない場合、主に昼間において一時預かりや子育て家庭における家事援助などをサポートします。 ■実施施設（民間委託2か所） 利用可能時間：平日 8:30-17:30 のうちの8時間 土曜要相談																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名及び委託先</th> <th>H25 利用者数</th> <th>対象児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">民間</td> <td>託児所たんぽぽ (公社)敦賀市シルバー人材センター</td> <td>10月 8.3人/日</td> <td>小学校3年生以下</td> </tr> <tr> <td>きらりんるーむ (NPO)子育てサポートセンターきらきらくらぶ</td> <td>2月 53.6人/日</td> <td>小学校3年生以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名及び委託先	H25 利用者数	対象児童	民間	託児所たんぽぽ (公社)敦賀市シルバー人材センター	10月 8.3人/日	小学校3年生以下	きらりんるーむ (NPO)子育てサポートセンターきらきらくらぶ	2月 53.6人/日	小学校3年生以下																		
区分	施設名及び委託先	H25 利用者数	対象児童																											
民間	託児所たんぽぽ (公社)敦賀市シルバー人材センター	10月 8.3人/日	小学校3年生以下																											
	きらりんるーむ (NPO)子育てサポートセンターきらきらくらぶ	2月 53.6人/日	小学校3年生以下																											
■年間延べ利用児童数 ↑最大利用月の一日平均利用																														
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																										
7,105人日	6,231人日	6,310人日	9,494人日	10,373人日																										
ファミリー・サポート・センター事業 児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。本市では実施していません。																														
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																										
—	—	—	—	—																										

トワイライトステイ 保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、子どもを施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行います。 ■実施施設（民間委託1か所） 施設種別：乳児院/児童養護施設 委託先：(福)白梅学園 利用時間：17:00-21:00 ■年間延べ利用数及び延べ利用日数										
平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		
0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日	
計	12,258 人日		12,501 人日		12,382 人日		16,519 人日		17,494 人日	
① 量の見込み	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	15,838 人日		15,751 人日		15,664 人日		15,494 人日		15,323 人日	
② 確保方策	一時預かり 15,838 人日		一時預かり 15,751 人日		一時預かり 15,664 人日		一時預かり 15,494 人日		一時預かり 15,323 人日	
	ファミリー・サポート・センター 0 人日		ファミリー・サポート・センター 0 人日		ファミリー・サポート・センター 0 人日		ファミリー・サポート・センター 0 人日		ファミリー・サポート・センター 0 人日	
② ①	トワイライトステイ 0 人日		トワイライトステイ 0 人日		トワイライトステイ 0 人日		トワイライトステイ 0 人日		トワイライトステイ 0 人日	
	0 人日		0 人日		0 人日		0 人日		0 人日	

ファミリー・サポート・センター事業については、会員相互による提供サービスであるがゆえに、責任の所在が不明確なうえ万一の事故に備える体制を整備できず未着手となっています。本計画においては、検討事業に位置付けて、事業を担う人材確保など諸課題を解決するよう努めます。

また、トワイライトステイについては、過去5年以上利用実績がなく、その理由を調べ根本要因を究明し、併せて事業周知に努めます。

いずれにせよ、ニーズ調査による量の見込みに対して実績値が上回っているため、一時預かり事業を中心に現体制を維持する方向で当事業を実施します。

(9) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

設定区域：全市	所管課：児童家庭課				新規・ 既存
実施状況	既存事業名：病後児保育事業				
	■実施施設（私立保育所1か所）				
	区分	保育所名	H25受入人数	利用できる日時	
	私立	さみどり保育園	8月 2人	平日 8:30-17:30	
	■年間延べ利用児童数 <small>↑最大利用月の利用者数</small>				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	19人日	21人日	15人日	18人日	4人日
① 量の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	491人日	488人日	485人日	480人日	475人日
② 確保方策	24人日 1か所	24人日 1か所	24人日 1か所	480人日 2か所	480人日 2か所
	▲467人日	▲464人日	▲461人日	0人日	5人日
② ・ ①					

人口推計の変動とともに、需要は年平均4人ずつ減少していく傾向にあるものの、年間利用者480人前後は病児・病後児保育を提供すべき量として、計画期間中に整備します。

実績値は、平成22年度において最高値年21人の利用（病後児）を示しており、量の見込みとの乖離が大きいです。これまで病児保育を実施していなかった本市においては、各家庭における看護が常態化しているものと見込まれます。

病児・病後児保育の提供体制の整備及び事業の周知を行い、保護者が安心して病氣中や病後の子どもを預けられる基盤整備を進めることとします。病児保育の施設整備は、市内医療機関と連携して平成30年度を目途に開設することを検討します。

施設規模

事業専従看護師1人・保育士2人体制

(対象児童最大1日当たり5人に留める。)

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物などの私用の際の一時預かりなどがあります（この部分については、一時預かり事業において、量の見込みと確保方策を記載しています。）。

設定区域：全市		所管課：児童家庭課			新規・ 既存
実施状況	既存事業名：未実施				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	—	—	—	—	—
①量の見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
② + ①	▲7 人日	▲7 人日	▲7 人日	▲7 人日	▲7 人日

提供している保育サービスでは補えない、隙間を埋める事業と考えています。責任の所在を明確にし、会員同士の相互理解を深められれば、“自助、共助、公助”のうちの共助を先導する事業と見込まれ、子育て支援の充実が図れます。

本計画においては、検討事業に位置付けて、事業を担う人材確保など諸課題を解決するよう努めます。

(11) 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

妊娠届出時に母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を合わせて交付することにより、健診に係る費用負担を軽減し（里帰り出産等の理由で県外において受診した場合は償還払いで対応）、受診率の向上を図っています。

設定区域：全市	所管課：健康管理センター				新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 既存
実施状況	既存事業名：妊婦健康診査				
	■受診可能施設 県内医療機関（産婦人科）及び助産所（市内5か所、市外32か所）				
	■実施内容・回数（妊婦一般健康診査）				
		実施時期	受診間隔	一般健診回数	その他の検査
		①初期～妊娠23週	4週間に1回	4回	血液検査1回 子宮頸がん検診1回 HTLV-1抗体検査1回 性器クラミジア検査1回
		②妊娠24週～35週	2週間に1回	6回	
	③妊娠36週～分娩	1週間に1回	4回		
	■妊婦健康診査の年間延べ受診件数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	8,852件	8,942件	10,397件	9,722件	9,939件
①量の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	対象者数 595人 健診回数 8,330回	対象者数 577人 健診回数 8,078回	対象者数 565人 健診回数 7,910回	対象者数 553人 健診回数 7,742回	対象者数 538人 健診回数 7,532回
②確保方策	実施場所：敦賀市が指定する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：上に記載のとおり				

*人口推計における0歳児の人数に1.4回を乗じた回数を量の見込みとしています。

出産年齢の上昇等により健康管理がより重要となる妊婦が、近年増加傾向にあります。母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦健康診査の必要性が一層高まっています。

本市においては、引き続き積極的な妊婦健康診査の受診を促します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育所の保育料については、国の定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

この事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

設定区域：全市	所管課：児童家庭課					新規・既存
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	量の見込みの算出によらない事業（ニーズ調査対象外）					
②確保方策	国の動向に応じ助成					

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の子ども・子育て支援新制度参入促進のための調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設や地域型保育事業の設置・運営を促進するための事業です。

設定区域：全市	所管課：児童家庭課					新規・既存
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	量の見込みの算出によらない事業（ニーズ調査対象外）					
②確保方策	地域ニーズに即した保育サービスの提供、新規参入支援、及び持続可能な施設・事業の運営支援を実施					